

○普通財産貸付事務取扱要領

平成26年3月14日

要領第2号

(趣旨)

第1条 この要領は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成8年条例第14号）及び玉村町財務規則（平成12年規則第7号。以下「規則」という。）の規定に基づき、普通財産の土地及び建物の貸付事務の処理を適正かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの原則)

第2条 普通財産を貸し付ける場合は、当該普通財産の将来の利用計画及び売却の可能性を勘案の上、貸付けの適否を判断し、やむを得ない事情のある場合にのみ貸し付けるものとする。

(貸付料の算定基準)

第3条 貸付料の額は、別表に定めるところにより算定するものとする。この場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課されるものにあつては、算出された額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

(貸付料の特例)

第4条 前条の規定による貸付料の額が近傍同種の借地料及び借家料と比較して著しく不均衡である場合においては、町長は、当該事情を勘案し、貸付料の額を別に定めることができる。

(貸付期間)

第5条 普通財産の貸付けの期間は、規則第222条に規定する貸付期間によるものとする。

2 規則第222条の規定に基づく貸付期間の終期は、その期間を超えない範囲で会計年度の終期に合わせるものとする。ただし、申請者の貸付希望期間がその会計年度の終期前に終了するとき、更新が予想されない臨時的な使用であるときその他特に理由があると認められるときは、この限りでない。

(貸付けの手続)

第6条 普通財産の貸付けの手続は、規則第225条の規定によるものとする。

(契約書関係)

第7条 普通財産の貸付けをしようとする場合の契約書は、次に掲げる様式に準拠して作成するものとする。

- (1) 土地を貸し付ける場合 普通財産賃貸借契約書 (様式第1号)
- (2) 電柱、電話柱等設置の場合 普通財産賃貸借契約書 (様式第2号)
- (3) 建物を貸し付ける場合 普通財産賃貸借契約書 (様式第3号)
- (4) 無償貸付けの場合 普通財産使用貸借契約書 (様式第4号)

(工作物等設置の手続)

第8条 借受者が貸付財産に工作物等の設置をしようとするときは、契約書の定めに従い、あらかじめ借受者に工作物等設置承認申請書 (様式第5号) を提出させ、その内容を調査の上、町長の決裁を受けなければならない。

- 2 工作物等設置を承認する決裁を受けたときは、工作物等設置承認書 (様式第6号) を借受人に交付するものとする。

(現状変更の手続)

第9条 借受者が貸付財産の現状変更をしようとするときは、契約書の定めに従い、あらかじめ借受者に普通財産現状変更承認申請書 (様式第7号) を提出させ、その内容を調査の上、町長の決裁を受けなければならない。

- 2 現状変更を承認する決裁を受けたときは、普通財産現状変更承認書 (様式第8号) を借受人に交付するものとする。

(財産の返還)

第10条 貸付財産は、貸付期間の満了日 (使用許可を取り消した場合にあっては、指定する期日) までに、借受者の負担により原状に回復させた上、返還させなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

- 2 貸付財産の返還を受けようとするときは、借受者に普通財産返還届出書 (様式第9号) を提出させ、借受者と実地に立会いの上、貸付財産に異状がないことを確認して、引渡しを受けなければならない。

(特別処置)

第11条 特別の事情により、この要領によることが適当でないと認められる場合は、その理由を付した案により町長の決裁を受け、この要領によらないで貸し付けることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までになされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和3年3月31日要領第1号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

種類	使用区分	貸付料 (年額)
1 土地	(1) 電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1の2の表に掲げるものを設置し、電気事業、電気通信事業等の用に供するものとして使用する場合	同表の種類及び単位区分に応じ宅地について定める額
	(2) 前号に掲げるもの以外で玉村町道路占用料徴収条例(平成7年条例第21号)別表に掲げるものを設置する場合	同表に掲げる額
	(3) 前2号に掲げるもの以外の用途で使用する場合	使用の態様を勘案して町長が定める額
2 建物		使用の態様を勘案して町長が定める額

備考

1 貸付料が月額で定められている場合において、使用の期間が1月未満のとき、又は使用の期間に1月未満の端数が生じたときは、日割りによって計算する。

- 2 貸付料が年額で定められている場合において、使用の期間が1年未満のとき、又は使用の期間に1年未満の端数が生じたときは、月割りによって計算する。この場合において、1月未満の端数が生じたときは、日割りによって計算する。
- 3 この表により算定した額に、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

様式第1号（第7条関係）【土地用】

## 普通財産賃貸借契約書

賃貸人 玉村町長 を甲とし、賃借人 を  
乙として、次の条項により、普通財産の賃貸借契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる普通財産（以下「貸付物件」という。）を、乙に賃貸する。

財産名称	所在	地番	地目	面積

（用途指定）

第2条 乙は、貸付物件を の用途（以下「指定用途」という。）に  
供しなければならない。

2 乙は、貸付物件を、貸付けを受けた日から 月以内に、前項の指定用途に供しなければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付物件の貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 乙は、貸付期間満了後引き続き貸付物件を賃借しようとするときは、貸付期間満了の3月前までに書面をもって甲に申請し、書面による承認を得なければならない。

（貸付料）

第4条 貸付物件の貸付料は、年額 円とする。

2 1年未満の期間に係る貸付料の額は、前項に定める貸付料年額に基づき、月割計算により算定した額とする。この場合において、1月未満の端数が生じたときは、日割計算により算定した額とする。

（貸付料の納付）

第5条 乙は、前条の貸付料を甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに納付しなければならない。

（貸付料の改定）

第6条 甲は、貸付物件の貸付料を変更する正当な理由が生じたときは、乙に対し貸付料の見直しを協議することができる。

(延滞金)

第7条 乙は、甲が定める期日までに貸付料を納付しない場合は、納付期限の翌日から起算して納付した日までの期間に年6.5パーセントの割合を乗じて算定した遅延金を甲の発行する納入通知書により、指定された期日までに甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 乙が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、乙が納付した金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、まず延滞金から充当する。

(物件の引渡し)

第9条 甲は、第3条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

(公租公課の負担)

第10条 甲は、貸付物件に関する租税その他の公課を負担する。

(使用上の制限)

第11条 乙は、この貸付物件の現状の変更を行おうとするときは、事前に変更の理由を記載した書面をもって甲に申請し、書面による承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は賃貸借権を譲渡してはならない。

(維持管理)

- 第13条 甲は、貸付物件の維持、修繕、改良その他の行為に要する費用を負担しない。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって貸付物件を維持管理しなければならない。
  - 3 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に対し通知しなければならない。

(実地調査等)

第14条 甲は、貸付期間中必要に応じ、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

(違約金)

- 第15条 乙は、貸付期間中に第2条、第11条、第12条又は前条に規定する義務に違反した場合は、貸付料の年額に相当する額の10パーセントに相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 2 前項に規定する違約金は、第19条に定める損害賠償額の予定額又はその一部としない。
  - 3 乙は、第1項に規定する違約金を支払う場合において、甲が第17条第3項の規定により

当該違約金の一部を未経過期間に係る貸付料と相殺したときは、第1項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が、この貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 乙が、納入期限後、3月以上貸付料の支払を怠ったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

2 甲は、前項に定めるもののほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは本契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的に又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(貸付料の還付)

第17条 甲は、前条第1項第1号の規定によりこの契約を解除した場合は、未経過期間に係る貸付料を月割計算により算定し、返還するものとする。ただし、その額が1,000円未満の場合は、甲は、返還を要しない。

2 前項及び次項の規定により返還する未経過期間に係る貸付料には、利息を付さないものとする。

3 甲は、本契約の解除により、乙が第15条の規定に基づく違約金その他の本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第1項の規定にかかわらず、返還する未経過期間に係る貸付料の全部又は一部と相殺する。

(財産の返還)

第18条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は第16条の規定により契約を解除された場合においては、自己の負担で直ちにこの貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲、乙協議が整った場合は、この限りでない。

(損害賠償等)

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害

を賠償しなければならない。

2 乙は、前項の規定により損害賠償をする場合において、甲が第17条第3項の規定により当該損害賠償金の一部を未経過期間に係る貸付料と相殺したときは、前項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結に関して必要な一切の費用については、全て乙の負担とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第21条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は第16条の規定によりこの契約が解除されたときは、有益費、必要費等が存在している場合でも、甲に償還その他一切の請求ができないものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第23条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約を締結したことの証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 住 所 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201

氏 名 玉村町長

乙 住 所

氏 名



様式第2号（第7条関係）【電柱等工作物用】

## 普通財産賃貸借契約書

賃貸人 玉村町長 を甲とし、賃借人 を  
乙として、次の条項により、普通財産の賃貸借契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、その所有する別表に掲げる普通財産（以下「貸付物件」という。）を、乙に賃貸する。

（用途指定）

第2条 乙は、貸付物件を の用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

2 乙は、貸付物件を、貸付けを受けた日から 月以内に、前項の指定用途に供しなければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付物件の貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 乙は、貸付期間満了後引き続き貸付物件を賃借しようとするときは、貸付期間満了の3月前までに書面をもって甲に申請し、書面による承認を得なければならない。

（貸付料）

第4条 貸付物件の貸付料は、年額 円とする。

2 1年未満の期間に係る貸付料の額は、前項に定める貸付料年額に基づき、月割計算により算定した額とする。この場合において、1月未満の端数が生じたときは、日割計算により算定した額とする。

（貸付料の納付）

第5条 乙は、前条の貸付料を甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに納付しなければならない。

（貸付料の改定）

第6条 電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）の改正により当該政令の別表第1の2の表の金額が改正されたときは、当該改正政令の施行の日の属する年度（以下「改正年度」という。）の翌年度から当該改正後の金額に相当する貸付料（以下「改正貸付料」という。）を徴収する。ただし、当該政令の改正が改正年度の初日に行われた場合は、改正年度から改正貸付料を徴収する。

（延滞金）

第7条 乙は、甲が定める期日までに貸付料を納付しない場合は、納付期限の翌日から起算して納付した日までの期間に年6.5パーセントの割合を乗じて算定した遅延金を甲の発行する納入通知書により、指定された期日までに甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 乙が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、乙が納付した金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、まず延滞金から充当する。

(物件の引渡し)

第9条 甲は、第3条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

(公租公課の負担)

第10条 甲は、貸付物件に関する租税その他の公課を負担する。

(使用上の制限)

第11条 乙は、この貸付物件の現状の変更を行おうとするときは、事前に変更の理由を記載した書面をもって甲に申請し、書面による承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は賃貸借権を譲渡してはならない。

(維持管理)

第13条 甲は、貸付物件の維持、修繕、改良その他の行為に要する費用を負担しない。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって貸付物件を維持管理しなければならない。

3 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に対し通知しなければならない。

(実地調査等)

第14条 甲は、貸付期間中必要に応じ、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

(違約金)

第15条 乙は、貸付期間中に第2条、第11条、第12条又は前条に規定する義務に違反した場合は、貸付料の年額に相当する額の10パーセントに相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に規定する違約金は、第19条に定める損害賠償額の予定額又はその一部としない。

3 乙は、第1項に規定する違約金を支払う場合において、甲が第17条第3項の規定により当該違約金の一部を未経過期間に係る貸付料と相殺したときは、第1項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が、この貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 乙が、納入期限後、3月以上貸付料の支払を怠ったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

2 甲は、前項に定めるもののほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは本契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的に又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(貸付料の還付)

第17条 甲は、前条第1項第1号の規定によりこの契約を解除した場合は、未経過期間に係る貸付料を月割計算により算定し、返還するものとする。ただし、その額が1,000円未満の場合は、甲は、返還を要しない。

2 前項及び次項の規定により返還する未経過期間に係る貸付料には、利息を付さないものとする。

3 甲は、本契約の解除により、乙が第15条の規定に基づく違約金その他の本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第1項の規定にかかわらず、返還する未経過期間に係る貸付料の全部又は一部と相殺する。

(財産の返還)

第18条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は第16条の規定により契約を解除された場合においては、自己の負担で直ちにこの貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲、乙協議が整った場合は、この限りでない。

(損害賠償等)

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、前項の規定により損害賠償をする場合において、甲が第17条第3項の規定により

当該損害賠償金の一部を未経過期間に係る貸付料と相殺したときは、前項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結に関して必要な一切の費用については、全て乙の負担とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第21条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は第16条の規定によりこの契約が解除されたときは、有益費、必要費等が存在している場合でも、甲に償還その他一切の請求ができないものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第23条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約を締結したことの証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 住 所 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201

氏 名 玉村町長

乙 住 所

氏 名

別表

財産名称	所在		管理番号		設置物件数量							備考
	大字名	地番	標識名	番号	本柱	小柱	支線柱	支柱	支線	小柱 支線	その他の 工作物	
合 計												

様式第3号（第7条関係）【建物用】

## 普通財産賃貸借契約書

賃貸人 玉村町長 を甲とし、賃借人 を  
乙として、次の条項により、普通財産の賃貸借契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる普通財産（以下「貸付物件」という。）を、乙に賃貸する。

財産名称	所在	地番	種類	構造	床面積

（用途指定）

第2条 乙は、貸付物件を の用途（以下「指定用途」という。）に  
供しなければならない。

2 乙は、貸付物件を、貸付けを受けた日から 月以内に、前項の指定用途に供しなければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付物件の貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 乙は、貸付期間満了後引き続き貸付物件を賃借しようとするときは、貸付期間満了の3月前までに書面をもって甲に申請し、書面による承認を得なければならない。

（貸付料）

第4条 貸付物件の貸付料は、年額 円とする。

2 1年未満の期間に係る貸付料の額は、前項に定める貸付料年額に基づき、月割計算により算定した額とする。この場合において、1月未満の端数が生じたときは、日割計算により算定した額とする。

（貸付料の納付）

第5条 乙は、前条に規定する貸付料を甲が発行する納入通知書により指定された期日までに支払うものとし、各年度の納付金額は、別表に掲げるとおりとする。

（貸付料の改定）

第6条 甲は、貸付物件の貸付料を変更する正当な理由が生じたときは、乙に対し貸付料の見直しを協議することができる。

(延滞金)

第7条 乙は、甲が定める期日までに貸付料を納付しない場合は、納付期限の翌日から起算して納付した日までの期間に年6.5パーセントの割合を乗じて算定した遅延金を甲の発行する納入通知書により、指定された期日までに甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 乙が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、乙が納付した金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、まず延滞金から充当する。

(物件の引渡し)

第9条 甲は、第3条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

(公租公課の負担)

第10条 甲は、貸付物件に関する租税その他の公課を負担する。

(使用上の制限)

第11条 乙は、貸付物件を模様替え、改造等により現状を変更（貸付物件の修繕及びその他軽微な変更を除く。）しようとする場合には、事前に模様替え等の計画を記載した書面をもって甲に申請し、書面による承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は賃貸借権を譲渡してはならない。

(維持管理)

- 第13条 甲は、貸付物件の維持、修繕、改良その他の行為に要する費用を負担しない。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって貸付物件を維持管理しなければならない。
  - 3 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に対し通知しなければならない。
  - 4 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果たした場合には、乙に求償することができる。

(実地調査等)

第14条 甲は、貸付期間中必要に応じ、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

(違約金)

第15条 乙は、貸付期間中に第2条、第11条、第12条又は前条に規定する義務に違反し

た場合は、貸付料の年額に相当する額の10パーセントに相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項に規定する違約金は、第19条に定める損害賠償額の予定額又はその一部としない。
- 3 乙は、第1項に規定する違約金を支払う場合において、甲が第17条第3項の規定により当該違約金の一部を未経過期間に係る貸付料と相殺したときは、第1項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

#### (契約の解除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が、この貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
  - (2) 乙が、納入期限後、3月以上貸付料の支払を怠ったとき。
  - (3) 乙がこの契約に違反したとき。
- 2 甲は、前項に定めるもののほか、乙が、次の各号のいずれかに該当するときは催告なしにこの契約を解除することができる。
    - (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは本契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において同じ。)であると認められるとき。
    - (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
    - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的に又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
    - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### (貸付料の還付)

第17条 甲は、前条第1項第1号の規定によりこの契約を解除した場合は、未経過期間に係る貸付料を月割計算により算定し、返還するものとする。ただし、その額が1,000円未満の場合は、甲は、返還を要しない。

- 2 前項及び次項の規定により返還する未経過期間に係る貸付料には、利息を付さないものとする。
- 3 甲は、本契約の解除により、乙が第15条の規定に基づく違約金その他の本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第1項の規定にかかわらず、返還する未経過期間に係る貸付料の全部又は一部と相殺する。

#### (財産の返還)

第18条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は第16条の規定により契約を解除された場合においては、自己の負担で直ちにこの貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない



い。ただし、甲、乙協議が整った場合は、この限りでない。

(損害賠償等)

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、前項の規定により損害賠償をする場合において、甲が第17条第3項の規定により当該損害賠償金の一部を未経過期間に係る貸付料と相殺したときは、前項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結に関して必要な一切の費用については、全て乙の負担とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第21条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は第16条の規定によりこの契約が解除されたときは、有益費、必要費等が存在している場合でも、甲に償還その他一切の請求ができないものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第23条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約を締結したことの証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 住 所 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201  
氏 名 玉村町長

乙 住 所  
氏 名

別表

年度	納付金額	うち消費税及び地方消費税額
年度分	円	円
年度分	円	円
年度分	円	円
:	:	:

様式第4号（第7条関係）

## 普通財産使用貸借契約書

貸主 玉村町長 を甲とし、借主 を  
乙として、次の条項により、普通財産の使用貸借契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる普通財産（以下「貸付物件」という。）を、乙に無償で貸し付ける。

財産名称	所在	地番	地目	面積

（用途指定）

第2条 乙は、貸付物件を の用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

2 乙は、貸付物件を、貸付けを受けた日から 月以内に、前項の指定用途に供しなければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付物件の貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 乙は、貸付期間満了後引き続き貸付物件を賃借しようとするときは、貸付期間満了の3月前までに書面をもって甲に申請し、書面による承認を得なければならない。

（物件の引渡し）

第4条 甲は、前条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

（公租公課の負担）

第5条 甲は、貸付物件に関する租税その他の公課を負担する。

（工作物等の設置）

第6条 乙は、貸付物件に建物等工作物を設置しようとするときは、事前に設計書及び図面を添付した書面をもって甲に申請し、書面による承諾を得なければならない。

（使用上の制限）

第7条 乙は、この貸付物件の現状の変更を行おうとするときは、事前に変更の理由を記載した書面をもって甲に申請し、書面による承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は使用権を譲渡してはならない。

(維持管理)

第9条 甲は、貸付物件の維持、修繕、改良その他の行為に要する費用を負担しない。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって貸付物件を維持管理しなければならない。

3 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に対し通知しなければならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、貸付期間中必要に応じ、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

(違約金)

第11条 乙は、貸付期間中に第2条、第6条、第7条、第8条又は前条に規定する義務に違反した場合は、金 円を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に規定する違約金は、第14条に定める損害賠償額の予定額又はその一部としない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約を解除することができる。

(1) 甲が、この貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(2) 乙がこの契約に違反したとき。

2 甲は、前項に定めるもののほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは本契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的に又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(財産の返還)

第13条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により契約を解除された場合においては、自己の負担で直ちにこの貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲、乙協議が整った場合は、この限りでない。

(損害賠償等)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に関して必要な一切の費用については、全て乙の負担とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は第12条の規定によりこの契約が解除されたときは、有益費、必要費等が存在している場合でも、甲に償還その他一切の請求ができないものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第18条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約を締結したことの証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 住 所 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201

氏 名 玉村町長

乙 住 所

氏 名

工作物等設置承認申請書

年 月 日

(宛先)玉村町長

申請者  
住 所  
氏 名

年 月 日付け 契約書により借り受けている普通財産について、下記のとおり工作物等を設置したいので、契約書第 条の規定により申請いたします。

記

- 1 借受け普通財産の表示
  - (1)名称
  - (2)所在地
  - (3)種類・構造等
  - (4)数量
- 2 借受けの目的及び方法
- 3 借受けの期間  
年 月 日 から 年 月 日 まで
- 4 設置する工作物等の名称
- 5 工作物等設置期間  
年 月 日 から 年 月 日 まで
- 6 工事着手及び完成予定期日  
着手予定日 年 月 日  
完成予定日 年 月 日
- 7 工作物等の構造（別添設計書及び関係図面のとおり）
- 8 添付書類
  - (1)設計書
  - (2)関係図面（平面図、求積図、断面図、設計図、構造図等）

工 作 物 等 設 置 承 認 書

年 月 日付けで申請のあった工作物等設置承認については、次の条件を付して下記のとおり承認します。

年 月 日

玉村町長 印

申請者  
住 所  
氏 名

記

1 借受け普通財産の表示

(1)名称

(2)所在地

(3)種類、構造等

(4)数量

2 借受けの目的

3 借受けの期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 設置する工作物等の名称

5 工作物等設置期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

6 工事着手及び完成予定期日

着手予定日 年 月 日

完成予定日 年 月 日

7 工作物等の構造

申請書添付図面のとおり

8 条件

普通財産現状変更承認申請書

年 月 日

（宛先）玉村町長

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付け 契約書により借り受けている普通財産について、下記のとおり現状を変更したいので、契約書第 条の規定により申請いたします。

記

- 1 借受け普通財産の表示
  - (1)名称
  - (2)所在地
  - (3)種類、構造等
  - (4)数量
- 2 現状変更着手日及び完了予定日
- 3 現状変更の内容
- 4 現状変更の理由
- 5 その他必要な事項
- 6 添付書類
  - (1) 変更計画書
  - (2) その他関係書類



普通財産現状変更承認書

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

玉村町長

印

年 月 日付で申請のあった普通財産の現状変更については、下記のとおり承認します。

記

- 1 借受け普通財産の表示
  - (1) 名称
  - (2) 所在地
  - (3) 種類、構造等
  - (4) 数量
- 2 変更承認の概要
- 3 承認の条件

普通財産返還届出書

年 月 日

（宛先）玉村町長

借受人  
住 所  
氏 名

借り受けた普通財産を返還したいので、下記のとおり届出をします。

記

- 1 借受け普通財産の表示
  - (1)名称
  - (2)所在地
  - (3)種類、構造等
  - (4)数量
- 2 契約締結年月日及び期間
- 3 契約金額及び支払状況
- 4 返還理由
- 5 返還希望年月日
- 6 原状回復の状況
- 7 現地立会引継希望年月日